

- ・講師等の謝金の基準などが分かる資料

企画経営部 財政課

講師等の謝金については、当初予算編成時に全庁に通知している「令和4年度予算編成事務要領」の「別紙 歳出節別注意事項」において、「07 報償費 講師等謝礼は講演会等不特定多数を対象とする謝礼は1回（2時間程度）30,000円を上限とする」と定めています。

講師等の謝金の具体的な金額については、上記を参考に、講師等の条件などを勘案し各事業の実施にあたり適切な謝金となるように各担当課が設定しています。